

暫定税率等の適用期限の到来

令和 3 年 1 1 月 2 9 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1	暫定税率の取扱い
----------	-----------------

1. 経緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、令和4年3月31日に適用期限が到来する、これら417品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

(1) 延長の適否

イ. 生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に与える影響に留意する必要がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、生産者及び消費者等の間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ. 国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している点に留意する必要がある。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ. 調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によって協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

ニ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ. 産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

(2) 適用期限の設定、暫定税率の廃止及び基本税率への移行の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が

設定され、それが定着している状況に鑑み、暫定税率の廃止及び基本税率への移行を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきた点に留意する必要がある。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

3. たまねぎの暫定税率の廃止及び基本税率への移行

(1) 経緯及び現行の関税率

たまねぎは国内生産量が約135万トンにも及ぶ日本の重要な生鮮野菜のうちの1つである。たまねぎの輸入量は約22万トン（うち約21万トンは中国）で生鮮野菜の総輸入量の約3割を占める。

たまねぎは天候等による豊凶差により価格変動が大きいほか、他の生鮮野菜と比較して保存性が高く、また、料理のみならず調味料やレトルト食品等への多様な用途から、生鮮野菜の中で輸入量が最も多い品目であるため、低価格時には一定の関税を課す一方、高価格時には輸入を容易にするために、関税を無税とするスライド関税を採用（昭和47（1972）年度関税改正）している。

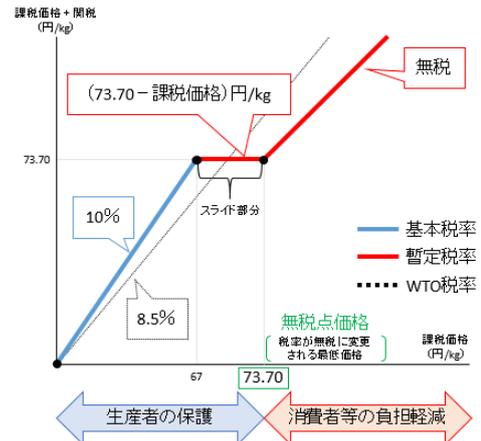
スライド関税は、課税価格の価格帯により関税率を変動させ、国内の生産者と消費者等の利害調整を図る制度である。そのため、その時々たまねぎを取り巻く情勢を踏まえ、無税点価格を変動させることにより、国内の生産者の保護と消費者等の負担軽減のバランスを上手く図ることができるように、これまで無税点価格（税率が無税に変更される最低価格）を組み込んだ関税率を暫定税率として設定してきた。

昭和54（1979）年度関税改正で現行の無税点価格（73.70円/kg）を設定してから42年間、無税点価格の変更は行われておらず、現在に至っている。

たまねぎの現行の関税率

(単位：円/kg)	基本税率	WTO 税率	暫定税率
課税価格 ≤ 67	10%	8.5%	—
67 < 課税価格 ≤ 73.70			(73.70 - 課税価格) 円/kg
73.70 < 課税価格			無税

(注) スライド関税は課税価格の価格帯に応じて関税率を変動させる制度である。低価格帯は有税、高価格帯は無税とした上で、無税点価格付近の価格帯において、価格の逆転現象が起きないように調整（スライド）する仕組みを有する。



(2) 物資所管省からの要望事項

今般、たまねぎの物資所管省である農林水産省から、①これまで42年間、無税点価格の変更は行われていないこと、②昨年11月に署名された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定においては、たまねぎの主要輸入先である中国等に対して、低価格帯の有税部分について非譲許で国際交渉を終えることができ、たまねぎの国際交渉に一区切りがついたこと、③生産者・消費者等の双方から、現行の無税点価格を変更すべきといった要望は特段寄せられていないことを踏まえ、スライド関税に係る現行の暫定税率を廃止して基本税率に移行することにより、制度をより安定させることにしたいとの関税改正の要望が提出されたところである。

(3) 検討

国際交渉の観点からは、RCEP 協定の発効により、現行の無税点価格を超える価格帯での輸入については、主要輸入先である中国を含め、令和2（2020）年実績ベースでほぼ全て EPA を利用すれば、無税ということになり、今後、無税点価格を引き上げる可能性は乏しい状況となったこと、また、国内のたまねぎ農家を保護する必要性から、中長期的に無税点価格を

引き下げる可能性は乏しいと考えられることから、今後、中長期的に無税点価格を変更する可能性は乏しく、暫定税率を廃止して基本税率に移行することにより無税点価格を固定することについて、特段の支障はない。

生産者と消費者等の利害調整の観点からは、無税点価格は42年間変更がなく、実態として現在の暫定税率の水準が必要な保護水準であると考えられること、また、平成30(2018)年度関税改正では、たまねぎと同様にスライド関税を設定している銅・鉛・亜鉛の地金の暫定税率を廃止して基本税率に移行した実績があることなどから、スライド関税の恒久化について、特段の支障はない。

以上を踏まえると、たまねぎの関税率については、今後、中長期的に無税点価格を変更する可能性は乏しく、関税率の見直しを行う必要が認められないため、スライド関税に係る現行の暫定税率を廃止して、当該税率の水準を基本税率に移行することが適当であると考えられる。

4. ノルマルパラフィンの暫定税率の廃止

(1) 経緯及び現行の関税率

ノルマルパラフィンとは、灯油から分離抽出される液体であり、高級アルコール(工業用)やアルキルベンゼンの原料として使用される。我が国においては、輸入原油より灯油が精製され、灯油からノルマルパラフィンが抽出される。

ノルマルパラフィンは、昭和60(1985)年当時、国内供給でまかない切れない不足分を輸入に依存する供給体制であったことから、暫定税率を無税に設定している。以降、暫定無税が続いているが、平成18(2006)年度に原油の関税が無税となるのにあわせ、ノルマルパラフィンの基本税率を1,520円/k1から346円/k1に引き下げている。

(2) 物資所管省からの要望事項

今般、ノルマルパラフィンの物資所管省である経済産業省から、①令和元(2019)年にアルキルベンゼンの国内生産が終了したことにより、原料であるノルマルパラフィンの国内需要は大きく減少し、供給過剰となっていること、②ノルマルパラフィンの国内供給量に占める国内生産量は9割

を超えており、無税として輸入を促進する必要がなくなっていることから、令和4年度関税改正においてノルマルパラフィンの暫定税率（無税）を廃止することを求める要望があった。

（参考）令和2年度改正において、アルキルベンゼンの基本税率を無税化している。

（3）検討

生産者・消費者等の利害調整及び産業政策の観点からは、ノルマルパラフィン（ノルマルパラフィン）は国内需要の落ち込みにより供給過剰となっており、輸入を促進する必要がなくなったことに加え、ノルマルパラフィンの国内供給量に占める輸入量は数%程度であること等から、消費者等への影響は限定的である。

以上を踏まえると、ノルマルパラフィンについては暫定税率を廃止することが適当であると考えられる。

5. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、たまねぎ（2品目）については、暫定税率を廃止して、当該税率の水準を基本税率に移行することとし、ノルマルパラフィン（3品目）については暫定税率を廃止することが適当ではないか。

また上記品目を除く、412品目の暫定税率について、適用期限を1年延長することが適当ではないか。

2 特別緊急関税制度の取扱い

1. 経緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：SSG）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

SSGについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和4年3月31日にSSGの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検討

SSGは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

SSGに係る品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

SSGについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

3

加糖調製品に係る関税の取扱い

1. 経緯

加糖調製品については、国産の砂糖に対して価格優位性を有しているところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「T P P 11」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日T P P等総合対策本部決定）に基づき、T P P 11 発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

このような状況の中、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和 4 年度のT P P 11 税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

2. 検討

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等を基に検討する必要がある。

上記を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖に価格差及びその拡大が認められること、加糖調製品全体の輸入量は減少しているが、一部の品目ではT P P 11 加盟国からの輸入量が増加しており、今後再び加糖調製品の輸入量が増加傾向に転じる可能性も否定できないこと、甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること、暫定税率の引下げは、国産

の砂糖の価格の引下げ要因の一端を担っているものと評価できること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目について、令和4年度のT P P 11 税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和5年度以降については、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について農林水産省に検証を求める必要があると考えられる。さらに、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、同省からフォローアップの上、報告してもらう必要があると考えられる。

3. 改正の方向性

加糖調製品のうち6品目について、令和4年度のT P P 11 税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。